

山口大学国際的研究連携プロジェクト（海外研究経費支援制度） 公募要領（再公募）

1. 事業の目的

海外の大学等の研究機関（特に、欧米大学等との人的交流プロジェクトの提案を歓迎）に研究者を一定期間派遣し、研究に専念させることにより、研究の新たな発展、展開を図り、ひいては本学での教育研究の一層の推進、国際的な共同研究の加速に資することを目的とする。

2. 申請資格

山口大学に5年以上所属し、原則として、出国時に45歳未満の大学教育職員を対象とし、帰任後、継続して山口大学に2年以上勤務することが見込めること。

なお、帰任後、2年以内に離任することとなった場合は、支援経費の全額又は一部を返還するものとする。

3. 要件

部局長からの推薦とする。（推薦書：各部局2名以内）

4. 期間

6～18ヶ月程度とする。

（※ 原則として、海外研究の開始時期は平成26年12月以降からとします）

5. 支援経費

1名につき、①航空賃等の運賃（国内移動旅費、雑費を含む。）、日当及び宿泊料並びに②必要な場合の関連支援経費を支給する。①の支援限度額は2,000千円とする。

6. 採用予定

若干名/年（女性研究者枠として1名分を確保する）

7. 申請手続

申請書を作成し、部局長からの推薦書とともに提出する。

8. 審査方法

大学研究推進機構運営委員会において書面審査（一次審査）を行う。必要に応じて面接（二次審査）を行うことがある。

9. 選考及び結果通知

大学研究推進機構運営委員会等の審議を参考に、副学長（学術研究担当）が決定し、通知する。

なお、下記提出期限後の審査結果により、副学長（学術研究担当）が追加募集が必要と認めるときは、年度内の適切な時期に再公募を行う。

10. 採択結果後

所属部局において出張手続きを行うこと。

11. 提出期限

平成26年10月31日（金） 12：00（厳守）

12. 提出先

学術研究部研究推進課副課長

E-mail:sh055@yamaguchi-u.ac.jp TEL:5967

13. その他

- (1) 特許申請等に係わる海外研究機関との帰国後のトラブルを回避するため、出発前に大学研究推進機構知的財産センターから知的財産等に係わるレクチャーを受けること。
- (2) 政府機関、民間財団等による海外派遣制度への応募資格者は、同制度にも積極的に応募すること。
- (3) 海外研究期間中に、必要な場合は、非常勤講師を採用することができる。申請に当たっては、事前に担当科目、指導学生及び部局等における役職等への対応について部局内等で調整し、その内容及び代替措置として非常勤講師の雇用などが必要な場合には、必要員数等についても申請書に具体的に記入すること。
- (4) 帰任後、成果報告書を提出するとともに成果報告会を開催すること。